


09 国際婦人年以降の国内外の主な動き

年代	世界の動き	日本の動き
1975(昭和50)年 国際婦人年	国際婦人年世界会議（メキシコシティ） 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催
1977(昭和52)年		「国内行動計画」策定 「国立婦人教育会館」（現・国立女性教育会館）設置
1979(昭和54)年	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択	「女子差別撤廃条約」署名
1980(昭和55)年	「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン）	
1981(昭和56)年	「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	
1984(昭和59)年		「国内行動計画後期重点目標」策定
1985(昭和60)年	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	女子差別撤廃条約への批准に向けた「国籍法」の改正 女子差別撤廃条約への批准に向けた「男女雇用機会均等法」の公布、「労働基準法」の一部改正、「家庭科教育に関する検討会議」報告 「女子差別撤廃条約」批准
1986(昭和61)年		婦人問題企画推進本部拡充（構成を全庁に拡大） 婦人問題企画推進有識者会議開催
1987(昭和62)年		「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定
1988(昭和63)年		女子差別撤廃条約実施状況第1回報告審議
1991(平成3)年		「育児休業法」の公布
1993(平成5)年	世界人権会議（ウィーン）、女性に対する暴力撤廃宣言	「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（以下、パートタイム労働法）の公布
1994(平成6)年	国際人口開発会議（カイロ）行動計画採択	男女共同参画室・男女共同参画審議会（政令）・男女共同参画推進本部設置 女子差別撤廃条約実施状況第2回及び第3回報告審議
1995(平成7)年	第4回世界女性会議－平等、開発、平和のための行動（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」を「育児休業・介護休業法」への改正（介護休業制度の法制化）
1996(平成8)年		男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 「男女共同参画2000年プラン」策定
1997(平成9)年		男女共同参画審議会設置（法律） 「介護保険法」公布
1999(平成11)年		「男女共同参画社会基本法」公布、施行
2000(平成12)年	国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク） ミレニアム開発目標（MDGs）設定（目標3：ジェンダー平等推進と女性の地位向上） 「女性・平和・安全保障に関する国連安保決議第1325号」採択	「男女共同参画基本計画」閣議決定
2001(平成13)年		男女共同参画会議設置及び男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 第1回男女共同参画週間（以降、毎年実施） 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定
2003(平成15)年		「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 女子差別撤廃条約実施状況第4回及び第5回報告審議 「少子化社会対策基本法」公布、施行 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行
2004(平成16)年		配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 改正
2005(平成17)年	国連「北京+10」閣僚級会合（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定
2006(平成18)年		「男女雇用機会均等法」改正 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定
2007(平成19)年		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「パートタイム労働法」改正 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
2009(平成21)年		「育児・介護休業法」改正 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議
2010(平成22)年	国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク） 国連グローバル・コンパクト（UNGC）とUN IFEM（現 UN Women）が女性のエンパワメント原則（WEPs）を共同で作成	APEC第15回女性リーダーズネットワーク（WLN）会合（東京開催） 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定
2011(平成23)年	UN Women正式発足	
2012(平成24)年	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	
2013(平成25)年		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正（平成26年1月施行）
2014(平成26)年	第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	「パートタイム労働法」改正 「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」（WAW! Tokyo 2014）開催（以降、毎年開催）
2015(平成27)年	国連「北京+20」記念会合（第59回国連婦人の地位委員会（ニューヨーク）） 第3回国連防災世界会議（仙台）「仙台防災枠組」採択 UN Women日本事務所開設 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）採択（目標5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う）	「女性活躍加速のための重点方針2015」策定（以降、毎年策定） 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布（翌年、全面施行） 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 安保決議1325号等の履行に関する「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定
2016(平成28)年		女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告審議 「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正 G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）」に合意
2017(平成29)年		刑法改正（強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等）
2018(平成30)年		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について ～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」の策定
2019(令和元年)	G20大阪首脳宣言	女性活躍推進法改正
2020(令和2年)	国連「北京+25」記念会合（第64回国連女性の地位委員会（ニューヨーク））	

発行・編集

 **男女共同参画局**
〒100-8914
内閣府 東京都千代田区永田町1-6-1

TEL 03-5253-2111

URL <http://www.gender.go.jp/>



DV 相談ナビ **#8008**
はれれば
ひとりで悩んでいませんか？

配偶者や恋人等からの暴力（DV）に悩んでいませんか。相談してみると、ひとりでは気づかなかった解決方法が見つかるかもしれません。ひとりで悩まず、ご相談ください。お近くの相談窓口におつなぎします。



DV相談+ **プラス**

メール **24時間受付**
電話 9:00~21:00 (4/29日-5/24日休受付)
チャット相談 12:00~22:00

電話 **0120-279-889**
受付 9:00~21:00 (4/29日-5/24日休受付)

ホームページは **こちらから** ▼



<https://soudanplus.jp/>